

東チモール国際平和協力業務実施計画

平成11年6月

東チモール国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

東チモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位を巡って問題が生じていたが、昨年5月以降、同地域のインドネシア共和国からの独立を求める勢力と同地域のインドネシア共和国との統合の維持を求める勢力との間の対立が深刻化し、両勢力の武装組織の間で武力紛争が再発するに至った。その後、本年4月に両勢力の武装組織等の間で和平合意が成立し、翌5月にはインドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東チモールにおける特別な自治に関する枠組案に対する東チモール人の民意を、本年8月に、東チモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立した。

この直接投票については、本年6月の国際連合の安全保障理事会決議に基づき設立された国際連合東チモール・ミッション（以下「UNAMET」という。）により行われる国際連合平和維持活動により、組織し、実施されることとされている。

このための要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、東チモール国際平和協力隊を設置することとし、文民警察分野における国

際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入れ国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、UNAMETについてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入れ国の同意も得られている。

2 東チモール国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号チに掲げる業務に係る国際平和協力業務

イ アに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する東チモール国際平和協力隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

インドネシア共和国とする。（ただし、東チモールの帰属に関する従来の我が国の立場を変更するものではない。）

また、オーストラリアにおいて、(1)アに掲げる業務のうち附帯する業務としての訓練を受けることができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成11年6月30日から同年9月20日までの間

(4) 東チモール国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

警察官の身分を有する者 3名

(イ) (1)イに掲げる業務に従事する者

(1)イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 3名（ただし、人員の交替を行う場合は6名）

(ウ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、(イ)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

(ア) 車両

乗用車1両

(イ) その他

東チモール国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を東チモール国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員を東チモール国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うも

のとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。